

入札公告（電気工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月30日

支出負担行為担当官

さいたま地方法務局長 山 川 都 資

1 工事概要

(1) 工事名

越谷法務総合庁舎ほか2庁電灯設備等改修工事

(2) 工事場所

ア 越谷法務総合庁舎

越谷市東越谷九丁目2番地9

イ さいたま地方法務局鴻巣出張所

鴻巣市中央27番27号

ウ さいたま地方法務局坂戸出張所

坂戸市千代田一丁目2番9号

(3) 工事内容

越谷法務総合庁舎ほか2庁において蛍光灯が使用されている箇所について、LEDを使用した照明器具に改修を実施する。

(4) 工期

令和9年3月23日（火）まで

(5) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム(政府電子調達(GEPS))(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>))により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと(本件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の令和7・8年度における電気工事に係るC等級以上の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適當であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (8) 入札に参加しようとする者は、必ず後記3(4)の工事場所についての現地確認を行うこと。ただし、工事場所の現況を詳細に把握している者は除く。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒338-8513

さいたま市中央区下落合五丁目12番1号

さいたま第2法務総合庁舎

さいたま地方法務局会計課施設係(担当：横手)

電話 048-851-1019(直通)

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

令和8年3月30日(月)から同年4月10日(金)まで

イ 入手方法

(ア) 入札説明書等は、上記(1)にて交付又は電子調達システムからダウンロードできる。

(イ) 入札説明書等について、郵送による入手申し込みは受け付けない。

(3) 競争参加資格申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和8年3月30日(月)から同年4月10日(金)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(提出期間内必着。)すること。

(4) 工事場所についての現地確認

ア 日時、場所、所要時間及び人数

(ア) 日 時 令和8年4月13日(月)から同月24日(金)まで(休日を除く。)とする。なお、開始時刻は別途調整する。

(イ) 場 所 上記1(2)に同じ。

(ウ) 所要時間 1者当たり1工事場所につき原則2時間までとする。

(エ) 人 数 1者当たり1工事場所につき原則3人までとする。

イ 申込期間

令和8年4月6日（月）から同月22日（水）までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで

ウ 申込場所

上記(1)に同じ。

エ 申込方法

上記(1)に電話連絡の上、入札説明書で示す申込書に上記ア(ア)に定めた期間のうちから、複数の希望日時を記載し、持参、郵送又はファクシミリにより送信すること。郵送する場合は、追跡可能な方法を利用し、提出期限までに到達するよう送付すること。

なお、申込みが競合するなどの場合は、別の日時を提案する場合がある。

(5) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和8年6月4日（木）午後5時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和8年6月5日（金）午前10時

(イ) 開札の場所

さいたま市中央区下落合五丁目12番1号

さいたま第2法務総合庁舎

さいたま地方法務局4階会議室又は電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行の代理店又は支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行の代理店又は支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。